

WPA：二国間・多国間での貿易・投資と規制における協力（仮訳）

【日・EU 両政府に対する提言】

A-EJ-1 共通の経済制度環境の構築（共同提言）

ベルリンで開催した 2007 年のビジネス・ラウンドテーブル (BRT) において、ワーキング・パーティーは貿易と投資を振興するための幅広い二国間協定の実現可能性を研究するよう提言した。これに向けて両サイドでタスクフォースが組織され、東京で開催した 2008 年の BRT において共同提言が発表された。同報告書は、日本・EU の協力を強化できる数々の共通関心領域を概説している。日 EU 首脳会議が 2009 年 5 月 8 日プラハで開催され、特に「両者の経済関係の可能性を十分に引き出すことを目指して両経済の統合を強化すること」を狙った共同宣言が採択されたが、ワーキング・パーティーは同共同宣言を支持する。そして、日本と欧州が関心を向ける諸問題に照準を合わせることで双方の関係当局が目標に向けて努力し、双方にとってメリットのある状況を作り出すよう要請する。

さらに、それぞれ最高レベルの行政当局を通じて協議を開始・推進して、政治の意思が確実に、ビジネス・貿易環境の具体的で測定可能な改善につながるよう計らうべきであると我々は考える。貿易・投資を阻む障壁を大胆に撤廃することを目指して、規制プロセスの調和、製品基準・認証の相互受け入れ、競争ルール、サービスと調達などを中心に、幅広い分野の問題にバランスの取れた、双方にとって利益のある方法で取り組むべきである。

A-EJ-2 保護主義と闘うための WTO ドーハ開発アジェンダへの支持（共同提言）

金融危機とその結果として起きた経済危機は世界各地で貿易の流れを直撃している。BRT としては、広がりつつある保護主義がさらに深まり経済危機を長引かせることを懸念している。例えば米国・中国・ロシア・ブラジルでの、保護主義を巧みに唱える論調や、非常に現実的な保護主義的施策はすでに、企業の貿易・投資戦略に冷水を浴びせるような効果をもたらしている。さらに、エネルギー集約的な製品の価格が低水準に下落し、国家による助成金支出が広がる中で、貿易保護政策が世界各地で増加することはほぼ間違いない。

こうした中で、WTO は国際市場の閉鎖を防ぎ、投資・市場アクセス・労働者の移動に新たに制限を導入する動きを防止するうえで極めて重要な役割を担い、先回りして動く必要がある。世界各地での保護主義的な施策や、貿易の妨げとなる新たな規制の導入の監視を率先して行っていることについて、WTO の功績は高く評価できる。WTO は今後も、自由貿易を擁護し、加盟国による保護主義的な施策を糾弾するという明確な目標を追求すべきである。さらに WTO は、加盟国が新たな施策を導入する場合にはその理由と、WTO 法規と

それら施策との整合性を全加盟国に向けて説明するよう加盟国に求めて、毅然とした態度を取るべきであろう。そうすることが、不利益をもたらす保護主義的傾向に対抗するための具体的な手段を提供することにつながり、保護主義的な施策が広がるリスクを緩和し、現体制に対する企業の信頼感を回復させることにもなる。また、貿易関連知的所有権 (TRIPS) のような WTO の主要原則を遵守しようとする意欲が多少なりとも衰退しているならば、WTO として、それに強く対抗することも不可欠である。我々は、日本政府と欧州委員会が WTO において共同でこの政策を提唱するよう求める。

ワーキング・パーティーは、WTO ドーハ開発アジェンダ (DDA) 交渉を強力に支持するものであり、日本政府と欧州委員会に対し、現行の手順に基づいて、今年末までに野心的な交渉を終結させるべく最大限の努力を発揮するよう今後も強く求めていく。しかし、大胆な目標を掲げて発足したドーハラウンドではあるが、追求する目標の大胆さのレベルを維持できずに決着することになるのではないかと我々は危惧する。それぞれのリーダーらに可能な限り野心的な取り決めを追求し続けるよう求める。

2008 年改訂草案に盛り込まれた非農産品市場アクセス (NAMA) 交渉の暫定的成果は、ゆくゆくは OECD 加盟諸国における関税率の低下をもたらす最終的には中国でも低下を実現するだろうが、ほかの新興国にも強力な関税削減に取り組むようもっと明確に働きかける必要がある。また特に中国は、10 年以上もある実施期間から利益を得ることもできるうえ、数多くの分野で強い競争力を持っているにもかかわらず高い平均関税率を維持している。それを考えれば、中国はいっそうの意欲を示すべきである。さらに、新興諸国がこの打開策で与えられたフレキシビリティをどのように利用するかも明らかでない。我々が輸出意欲を持つ関税ラインが、関税削減の対象から除外されてしまうリスクもある。最後になるが、新興諸国は部門ごとの具体的な協定に参加する十分な意欲を示していない。もっと強い取り組み姿勢を示してもらう必要がある。

A-EJ-3 新グローバルスタンダードの促進における国際基準の適用と協力強化

1. ワーキング・パーティーは、可能な場合には国際製品基準を採用し、一方で、医療装置、建築資材、有機製品の分野において類似あるいは同等の製品規準で認定されている製品を互いに承認するよう両政府に強く求める。

2. ワーキング・パーティーは、イノベーションを促進しコストを削減し法的確実性を高めるためのひとつの方法として国際的に特許制度を調和させること、特許制度を合理化することの重要性を認識している。日 EU の関係当局は、この取り組みを先導すべきである。

3. 我々はまた、世界的な広がりを見せる模造品・海賊版の取締りを両国の関係当局が強化し、知的財産権 (IPO) 執行のための国際的に共通な法的枠組みを新たに構築すべく緊密に協力すべきだと考える。これに関連して我々は、現在行われている「模造品・海賊版拡散防止条約 (ACTA)」交渉を支持しており、速やかな合意形成を目指して積極的にリーダーシップを取るよう両政府に強く要請する。

4. 問題の性質、実業界・社会全体にとっての重要性を考えると、両政府はエネルギー保全と、これに関連したラベル表示に関する制度の調和に取り組むべきである。

5. 日・EU 政府は、規制における協力を導入し、ある事業者がひとたび AEO (Authorized Economic Operator) としての認定を日本で受ければ、同事業者の地位は EU でも追加書類手続きなしに認定され、EU で認定を取得した事業者の日本で処遇についても同様とすべきである。

A-EJ-4 事業展開の支援 (共同提言)

1. 社会保障保険料 (保険料の二重払いをなくす)

ワーキング・パーティーは、2007年に日本とベルギー、フランスの間で協定が締結されたのにつき、日本とオランダ、チェコ共和国の間でも社会保障協定が発効し、日本とスペイン、イタリア間でも協定が調印された現状を歓迎する。さらに日本とアイルランドの間でも交渉が進んでおり、日本とハンガリー、スウェーデン間の交渉も準備段階にある。日本と EU 加盟各国は、社会保障協定のネットワーク拡大に向けて、さらなる努力を行うべきである。また、暫定措置として、受入国による年金掛け金の免除、あるいは帰国時に年金掛け金の全額払い戻しを実施すべきである。

2. 企業内転勤者 (ICT) の円滑・迅速な移動

1) 日本、EU の関係当局は、ICT の移動の幅広い自由化を実現すべきである。自由化は、以下の制度により達成可能と考えられる。

・海外赴任者を送り出す本社と受入国の間で交わす枠組み協定で、赴任者の最大数を規定する。合意された上限の範囲で、本社は個別の就労許可を追加取得することなく自由に ICT をその国に送ることができる。

・本社がそのような協定を、子会社・支社が業務を行っている加盟数カ国との間で結べば、これらの国々の間での ICT の移動は、合計人数に関する合意が守られている限り、新たな就労許可を得る必要なく行える。

2) 日本政府は、ビザを保有する外国人に対して追加的に再入国申請を義務付ける制度を廃

止し、ビザが発給された時点で、自由な出国や再入国が自動的に認められるような制度に改めるべきである。我々は、日本で入国管理法の見直しが始まっている事実を歓迎すると同時に、改正が国会を通り次第、速やかに実施するよう日本政府に強く求める。

3. 個人情報保護制度

個々の企業にとって個人情報保護の究極の目的は信頼性と費用効率の高い個人情報保護システムを企業グループのレベルで導入・実施し、グループ内部では国境を超えた自由な情報の流れを確保することである、と我々は考える。これを実現するため、各国による法規制はそのようなシステムを推進するものであるべきで、まちまちな要件を課して妨げとなるような法規制であってはならない。

日 EU 間でそのようなビジネス環境を実現するため、日本政府は、EU の個人情報保護指令 Directive 95/46/EC 第 25 (6) 条に基づいて個人情報保護の十分なレベルを確定する手順に着手するよう欧州委員会に要請すべきである。

この手順と並行して、企業が信頼性と費用効率の高い個人情報保護システムを企業グループのレベルで導入・実施し、グループ内部では国境を超えた自由な情報の流れが確保できるような国際的枠組みの構築に向けて、日本と EU の政府は対話を開始すべきである。

【対 EU 政府提言】

A-E-1 EU の会社法政策

欧州委員会は 2008 年 6 月、欧州非公開会社法に関する理事会規則の制定を提案した。同提案によると、規則は 2010 年 7 月 1 日から適用される。欧州理事会は遅滞なくこれを採択することが望まれ、欧州非公開会社法は以下の点を実現すべきである。

- ・多くの人にとって分かりやすく、制定が容易で、運用に大きな費用がかからない。
- ・創設者と株主がその活動にもっとも適切なやり方で自らを組織できるよう十分な柔軟性がある。
- ・EU 全域で可能な限り共通。

A-E-2 在欧邦人

1. 欧州委員会は、企業内転勤者 (ICT) の EU への入域、EU 域内での一時的な滞在、居住を規制するための共通の手続きを制定する指令案を、2009 年に提出する予定であると発表した。指令案には以下の点が含まれるべきである。

- 1) ICT に関し、労働許可証あるいは自営業の滞在許可証を任地国に赴任後に申請することを認める規定。
- 2) EU 内での自由な移動に関する規定。
- 3) 配偶者に許可証本人と同等あるいは同様の権利を自動的に付与する規定。

同化措置の ITC への適用は任意とすべきである。

2. 長期居住者のステータスに関する指令 2003/109/EC の加盟国導入は、期限を迎えてから 3 年以上が経過している。同指令で義務付けられている第 1 回の報告の期限は 2011 年 1 月 23 日である。各加盟国での実施状況について、欧州委員会からの報告を期待する。

3. 長期居住者のステータスに関する指令は、イギリス、アイルランド、デンマークには適用されない。従ってイギリスにおける日本人人口は EU 内最大であるが、この指令の恩恵を受けることができない。日本人長期居住者が指令の恩恵に預かれるよう、イギリス政府は行動を起こすべきである。

A-E-3 共同体特許及び特許審査ハイウェイ

1. 我々は、EU 及びその加盟国が、できる限り早期に共同体特許を採択して実施するよう求めたい。

2. 特許審査ハイウェイは、それに参加する国の特許庁において特許として認められた出願結果を、他の特許庁で利用・共有することにより、特許審査を簡素化し、その質を向上させるものである。従って、特許審査ハイウェイは審査を早期化し改善するという点で、出願人にとって非常に有益である。我々は、日欧の出願人の利益のためにも、特許審査ハイウェイに参加するよう欧州特許庁 (EPO) その他の EU 加盟国特許庁に求めたい。

A-E-4 模造品・海賊版・密輸品対策

1. 模造品・海賊版対策については、欧州委員会が 2009 年に報告書を発表する予定となっている。EU 全加盟国が模造品・海賊版・密輸品の取締りを EU 内外で強化できるよう、執行指令の修正について考え得る提案を盛り込むなど、必要な追加措置を期待したい。

A-E-5 EU 経済の競争力強化

1. 関税分類；

製品の関税分類は「統一システム条約」の規則に従って行われなくてはならない、と我々は理解している。しかし現行規則では、例えば、IT 製品と非 IT 製品の技術的な収斂が起きている電気・電子製品の明確な分類法は示されていないのも事実であると考え。こうし

た現状のため、解釈と分類がさらに難しくなっており、企業にとっては透明性・分類結果の予見性・迅速性が損なわれる結果になっている。EU は、企業の直面しているこうした懸念・困難を認め、IT 製品輸入に関わる予見性を高め、透明性を改善することが求められている。こうした状況の改善は情報通信技術産業の発展に寄与するはずである。

2. 税制

2.1 共通連結法人税課税基礎

欧州委員会は、EU 共通連結法人税課税基礎 (CCCTB) の提案書を年内に欧州理事会と欧州議会に提出すべきである。EU 経済の競争力を高めるため、提案書には以下の点が含まれるべきである。

- ・ CCCTB を形成する企業グループ内では、グッドウィルに関わる未実現利益を非課税とする。
- ・ CCCTB を形成する企業グループ内では、アームズレングスの原則を適用しない。
- ・ CCCTB を形成する企業グループ内では、損益を相殺する。

2.2 合併に関する指令

合併に関する指令 (90/434/EEC) が対象とする範囲は、再編による不動産その他無形資産の移転も含まれるよう拡げるべきである。さらに、株式保有義務期間は撤廃すべきである。

2.3 EU TPD

EU TPD 順守を促すインセンティブとして、企業が EU TPD を誠実に作成しかつ期限内に提出した場合、文書化義務不遵守に関わる罰金、移転価格調整に関わる罰金、調整に関わる金利などを免除するよう、EU と EU 加盟各国は誓約すべきである。

EU とその加盟国は、誠実な会社と脱税をもくろむ会社を同様に扱うべきでない。EU TPD が誠実に作成された場合にも罰金を賦課すると、罰金回避のため的人為的な転移価格の設定を企業に強いることになり、その結果 EU 単一市場に歪みを生じさせかねないからである。

3. 競争政策

競争法の侵害があった場合の罰金の額を設定するに当たってはガイドラインがある。企業を不必要に萎縮させることのないよう、また「リスボン戦略」が達成されるよう、我々は罰金額の設定がより明確になることを望む。

4. CO2 削減のためのインテグレートド・アプローチ;

2007 年 2 月に発表された欧州委員会の CO2 コミュニケーション・ペーパーは、2012 年までに乗用車の CO2 排出量を走行距離 1km あたり 120g まで削減するという EU の目標の実

現に向けて、CO₂の平均排出量を130g/kmに抑えるための技術的改良を求めている。さらに欧州委員会は2007年12月19日、新しく販売される乗用車のCO₂排出量を2012年までに平均120g/kmに低減することの法制化を提案した。自動車からのCO₂排出削減のためには、道路システムや交通流の改善、燃料の改良、運転者へのエコドライブ教育、低燃費車普及のための政府の財政支援策など、多様な対策が必要である。そこで、CO₂排出削減目標の達成に向けて、自動車産業、燃料部門、政策担当者、運転者などすべての関係者の努力を結集することが、最もバランスの取れた現実的な道筋である。これを「インテグレートド・アプローチ」と呼ぶ。BRTはこのアプローチを支持している。

5. ベター・レギュレーションの徹底；

既存の規制を見直す場合でも、新たな規制を制定する場合でも、経済や産業の競争力を維持し、強化していくという観点からの検討が重要である。この意味で、Stakeholder Consultation や Impact Assessment 等の所定の手続きが適切に履行される必要がある。また、そうした規制に対応するための負担を社会全体で担う Integrated Approach も極めて重要である。BRTは、こうしたベター・レギュレーションに向けた欧州委員会の取り組みを支持している。

6. 欧州化学品規制 (REACH)；

欧州化学品規制 (REACH) は、2007年6月から施行されている。REACHが発効してからは、企業や一般大衆に向けた REACH 関連情報の提供を含め仕事の多くは欧州化学物質庁 (ECHA) に移管された。我々は、途上国が本規制を遵守できるよう EU 政府が教育やキャパシティ・ビルディングのための対策をさらに講じるよう提言する。我々はまた、本規制への対応に関連するサプライチェーンの中に途上国企業が含まれている場合には、一定のリードタイムや猶予期間の設定を検討するよう EU 政府に要請する。

【対日本政府提言】

A-J-1 国際基準の認識と適用

ワーキング・パーティーは、日本政府が以下の事項に特に重点を置くことを提言する。

1. 食品添加物 厚生労働省は2002年12月、同省の文言を引用すれば「国際的に安全性が確認され、かつ、汎用されている未指定添加物」のリストを提出した。リストにある46品目の「指定に向けた具体的な検討作業を行う添加物」のうち、5年半でまだ約半分しか認可されていない。日本政府は、リスト上の残りの食品添加物を直ちに認可し、引き続き、EUの当局との綿密な協議を踏まえて、公的に安全性が確認され、かつ汎用されている添加物の新たなリストを作成し、これらが可能な限り早期に、遅くとも2009年末までには認可されるよう努力すべきである。

2. 建設用製品 日本政府は、EU の関係当局と協力して、すべての建築資材について日本農林規格 (JAS 規格) / 日本工業規格 (JIS 規格) と EN 規格を全て相互承認する方向で努力すべきである。また、JAS/JIS の認定を求める外国検査機関の認定手続きを効率化すべきである。JAS/JIS の中に ISO への参照を入れるだけでは、プロセスの効率化に大して役立っていない。

3. 有機製品 2006 年 4 月の改正有機 JAS 法の施行に伴い、有機農産物・加工食品の認証と表示に関する EU・日本間の相互承認協定が効力を失った。日本政府は、有機食品の表示の相互承認を達成すべく、EU の関係当局と協力すべきである。

4. ラベル表示に関する制度 家庭用品品質表示法とそれに付随する自主基準である「表示規定」により、日本で販売する家庭用品の表示のあり方は、極度に細かく規定されている。日本政府は、規定の解釈に関する通達を発して、小売業者が日本の消費者に対して、製品の質と安全性に対する全責任を負いつつもグローバルに調達する製品を提供するためのフレキシブルな選択肢を与えるべきである。

5. 化粧品 日本政府は、欧米で汎用されている原料や最近承認された原料の迅速な認可を可能にする仕組みを確立すべきである。

6. 医療機器 日本政府は、医療機器分野の規制プロセスを簡素化し EU の規制プロセスとの整合化を図る努力を強化すべきである。特に、安全性と性能の基本原則、販売許可、臨床試験、製造施設の現場監査に関する規制慣行・基準の相互受入れを促進すべきである。

A-J-2 規制の透明性と合理性の向上

<提言の要旨>

日本政府は、外国企業と国内企業の日本での事業活動を促進するため、新たな規制の策定その他において、あらゆる規制分野における透明性と一貫性を高め、規制当局の説明責任を強化すべく、取り組みを活発化すべきである。日本政府は以下の項目を実現すべきである。

1. 現行のパブリックコメントに関する実施要件の遵守を徹底、監視することにより、全てのの内閣提出法案、規制、ガイドライン、行政指導指針の案についてパブリックコメントが実施されるようにする。

2. 国会審議のための法案提出に先立ち、法案の要旨ではなく全文がパブリックコメントに

付されるようにする。

3. 提出された意見について検討する時間を当局に与えるため、パブリックコメントの実施期間終了後、最終的な法律、規制、ガイドライン、行政指導指針の提出または公表までに30日間の猶予期間を設けるようにする。

A-J-3 人間と動物のヘルスケアの分野におけるより効率的な製品認定システムの構築

日本は、革新的な新製品を人間と動物のヘルスケアの国内市場に導入するのにかかる時間とコストを削減し、日本の規制をグローバルスタンダードに近づける必要がある。日本政府は、特に以下の措置を講じることによって、より効率的な製品承認プロセスを確立すべきである。

1. 医療機器の認証プロセスを短縮すること。すなわち、外国臨床試験データの受け入れを進め、「医療機器の臨床試験の実施の基準 (Good Clinical Practice: GCP)」と「医療機器の製造管理及び品質管理の基準 (Quality Management System: QMS)」の要件と国際基準との整合化を図る。同時に我々は、両政府が ISO 14155:2003 (及びその後続修正基準) と日本の GCP は、すべての医療機器臨床試験について、基本的に双方が受け入れ可能な基準であることを公式に認め、また、日本の責任当局 (PMDA または第三者試験機関) 及び EU の公認機関が実施した QMS 審査は両市場における製造販売承認申請に際して、品質管理基準を満たしていることの証明として一般に十分であることを公式に認めるよう提言する。

2. 日本の GCP と医薬品規制調和国際会議 (ICH) で定められた GCP の間の相違を解消する。相談業務と承認審査を担当する医薬品医療機器総合機構 (PMDA) の職員の数と質を向上させる。

3. 1年という標準的な行政審査期間を順守することにより、動物用医薬品の製品承認プロセスを改善する。これは、行政手続を効率化、迅速化し、科学的に根拠のない不必要な要件を撤廃することにより達成可能と考えられる。

A-J-4 サービス分野における自由で開かれた競争の確保

我々は、日本のサービス市場において開かれた競争が欠如しているという問題に日本政府が対処することを強く要請する。政府は、特に以下の措置を講じるべきである。

1. 金融グループの業務統合に対する障害を取り除くこと。特に、開始したファイアウォール規制改正を十分に遂行して、金融グループが諸外国における場合と同様に日本国内の組織を編成できるようにすべきである。

2. 公平な競争条件を確保できるように日本郵政公社の民営化を遂行すること。簡保事業については、資本・ソルベンシーマージン・課税・保険契約者保護資金に関して、他の民間保険会社と同じ要件を課すべきである。既存の支配的地位を利用して内部相互補助を行うことを阻止するため、競争保護を目的とした措置を確立する必要がある、それまでは拡大を制限すべきである。同様に、共済保険事業についても民間保険会社と同じ要件を課すべきである。

3. 現在日本の国会で審議されている金融商品取引法の開示規則の改正案を実施するに際して、欧州各国政府を含め主要国の政府または政府機関が発行した証券、及び適切な開示要件を課している欧州証券取引場に上場している証券を除外すること。

A-J-5 外国直接投資の促進

日本政府は、世界経済への日本企業のさらなる参加と日本経済への外国企業のさらなる参加を通じて、成長を促進すべきである。この目的を達成するため、また純粋な日本企業同士による株式交換に適用されている取扱いに合わせて、日本企業と外国企業の合併・再編によって生じるキャピタルゲインに対する課税猶予を認めるべきである。

日本政府はまた、外国企業にとって根本的な重要性を持つ規則が事前の通知と協議を伴わずに変更されることのないようにすべきである。これに関連して我々は、日本政府に対して、日本において支店形態で事業を行う外国会社に関する法的確実性を確保するため、会社法第 821 条の見直しを含めたあらゆる手段を講じるよう要請する。

A-J-6 民間航空機開発と生産における日 EU の協力促進

歴史的な諸事情で作られた慣行により、大型民間航空機（座席数 100 以上）調達の分野では市場メカニズムが歪められている。その結果、日本の航空会社各社の調達先はほぼ一納入業者に限られている。日本政府は現在、民間航空機開発の分野で日米の製造業者の協力を支援しているが、それと似た支援を日欧協力プログラムにも提供することで、公正な競争を促進すべきである。欧州企業は日本の製造業者にとってメリットのある技術・ノウハウ・生産管理手法を提供すると同時に日本の製造業者の強みを利用することができ、日本、EU 双方の利益につながる。

日本政府は、異なる納入業者から政府公用大型航空機を購入することで、複数の航空機製造業者を調達先として持つことの利点の好例を民間部門に示すべきである。

同様に、日本の航空宇宙・防衛産業は、北米企業との長期にわたる関係や欧州航空宇宙部門に対する認識不足のために、欧州企業との協働に難色を示す場合がある。

欧州の航空宇宙企業、防衛企業は、新製品の共同開発プログラムを検討する用意があり、そのようなプログラムを通じて日本の航空宇宙・防衛企業に先進技術とノウハウを移転することに前向きである。そうした協力に伴い向上する日本産業の能力と世界での競争力は、調達コスト削減の差し迫った必要性や、現在非常に厳しい輸出禁止の再解釈について現在日本国内で起きている議論を考えれば、今後はますます重要になるはずである。

欧州との協力の下ではさらに、戦闘機などの器材の日本人最終ユーザーはコンフィギュレーション管理を直接操作できるようになるが、現行のパートナーが取っている「ブラックボックス・アプローチ」ではそれが不可能である。